

## 八戸市立図書館窓口等業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、八戸市立図書館窓口等業務の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により、業務の実施に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 八戸市立図書館窓口等業務
- (2) 業務内容 別紙「八戸市立図書館窓口等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。
- (3) 契約期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- (4) 契約上限額 50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加する者（以下「参加事業者」という。）は、単独の法人又は複数の法人によって構成される組織とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ① 単独で参加する場合は、八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている法人であること。
  - ② 複数の法人によって構成される組織として参加する場合は、当該組織を構成する全ての法人（以下「構成法人」という。）が、八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。この場合において、当該組織自体が同名簿に登録されていることを要しない。
  - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていること、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていること。
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者ではないこと。
- (2) (1)の②に規定する複数の法人によって構成される組織（以下「共同応募組織」という。）については、その法的形態及び名称を問わないものとする。ただし、共同応募組織は、複数の法人のみを構成員として組織されるものに限るものとし、法人以外の者を構成員とする組織は含まないものとする。
- (3) 共同応募組織として参加する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - ① 構成法人の中から、共同応募組織を代表して応募手続を行う法人（以下「代表法

人」という。)を定めること。

- ② 構成法人の名称、代表法人、責任割合、役割分担その他本事業の実施に必要な事項を定めた協定書、契約書その他これに類する書類を提出すること。
- ③ 構成法人は、本プロポーザルについて、単独で応募し、又は他の共同応募組織の構成法人として重複して応募しないこと。
- ④ 共同応募組織を構成する法人の全てが、(1)の③から⑤までに掲げる要件を満たすこと。

#### 4 スケジュール

| 内 容           | 日 程                                             |
|---------------|-------------------------------------------------|
| 公募開始・実施要領等の公開 | 令和8年9月28日(月)から                                  |
| 質問受付期間        | 令和8年9月28日(月)から<br>令和8年10月13日(火)まで <u>午後5時厳守</u> |
| 参加表明書提出期間     | 令和8年10月5日(月)から<br>令和8年10月28日(水)まで <u>午後5時必着</u> |
| 企画提案書提出期間     | 令和8年10月5日(月)から<br>令和8年11月5日(木)まで <u>午後5時必着</u>  |
| 審査(プレゼンテーション) | 令和8年11月18日(水)(予定)                               |
| 審査結果通知・公表     | 令和8年11月下旬                                       |

#### 5 実施要領等の配布

実施要領、仕様書、各種様式その他本プロポーザルに必要な資料は、八戸市ホームページからダウンロードするものとする。

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshokan/nyuusatsu\\_keiyaku/26662.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshokan/nyuusatsu_keiyaku/26662.html)

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期間

令和8年9月28日(月)から令和8年10月13日(火)まで 午後5時厳守

##### (2) 質問方法

質問書(様式第1号)に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

※上記以外の方法による質問は受け付けないものとする。

##### (3) 提出先

[tosho@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:tosho@city.hachinohe.aomori.jp)

##### (4) 回答方法

質問に対する回答は、八戸市ホームページに掲載し、個別の回答は行わないものとする。なお、質問を受け付けた日から7日程度を目安に回答し、令和8年10月20日までに全ての質問に回答するものとする。

(5) その他

質問受付期間外に提出された質問については、回答しないものとする。

## 7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

| 提出書類  | 様式    | 提出部数 |
|-------|-------|------|
| 参加表明書 | 様式第2号 | 1部   |
| 団体概要書 | 様式第3号 | 1部   |

(2) 提出期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月28日（水）まで **午後5時必着**

※提出期限後に到着した書類は、受理しないものとする。

(3) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送によるものとする。

※あらかじめ電子メールで来館日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

(4) 提出先

〒031-0022 青森県八戸市大字糠塚字下道2番地1

八戸市立図書館 管理グループ

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

| 提出書類       | 様式    | 提出部数      |
|------------|-------|-----------|
| 企画提案書等提出届  | 様式第4号 | 1部        |
| 企画提案書      | 任意様式  | 正本1部 副本6部 |
| 価格提案書（見積書） | 任意様式  | 1部        |

(2) 提出期間

令和8年10月5日（月）から令和8年11月5日（木）まで **午後5時必着**

※提出期限後に到着した書類は、受理しないものとする。

(3) 作成方法

- ① 仕様書の趣旨を十分に踏まえ、別紙「八戸市立図書館窓口等業務受託者候補選定基準表」（以下「選定基準表」という。）の項目に沿って、企画提案書を作成すること。
- ② 企画提案書は、A4判、横書き、左綴じを基本とし、各ページにページ番号を付すこと。ただし、表現上必要な場合は、一部をA3判とすることができる。この場合、A4判の大きさに折り、綴じること。
- ③ 企画提案書の印刷方法は、片面印刷又は両面印刷、カラー印刷又はモノクロ印刷のいずれも可とする。
- ④ 企画提案書には、業務の実施に必要な場合を除き、個人情報その他個人を特定することができる情報を記載しないこと。

⑤ 提出する企画提案書は、1 者につき 1 提案とすること。

(4) 提出方法

持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送によるものとする。

※あらかじめ電子メールで来館日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

(5) 提出先

〒031-0022 青森県八戸市大字糠塚字下道 2 番地 1

八戸市立図書館 管理グループ

## 9 選定方法等

(1) 選定基準

選定基準表のとおりとする。

(2) 選定方法

① 「八戸市立図書館窓口等業務受託候補者選考会」の各選考員が、提出された企画提案書、価格提案書及びプレゼンテーションの内容について、選定基準表に基づき採点を行う。

② 選考員ごとに、評価点の大きい参加事業者から順に第 1 位＝5 点、第 2 位＝2 点、第 3 位＝1 点、第 4 位以下＝0 点の順位点を付与する。なお、評価点が同点の参加事業者が複数となった場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を、当該順位の参加事業者の数で除して得た値を順位点とする。

③ 合計評価点の満点の 6 割以上を獲得した参加事業者のうち、順位点の合計が最も大きい者を受託候補者として選定する。最も大きい順位点の者が複数になった場合、評価項目のうち「2. 業務体制」の評価点が高い参加事業者を上位とし、その項目も同点だった場合は、後日、くじ引きにより受託候補者を選定する。

④ 参加事業者が 1 事業者のみの場合においても審査を行うこととする。

(3) プレゼンテーションの実施

① 実施日

令和 8 年 11 月 18 日（水）（予定）

※プレゼンテーションの実施日時及び実施場所については、別途通知する。

② 実施方法

- ・ 1 者当たり 30 分以内（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）とし、参加人数は 3 名以内とする。
- ・ プレゼンテーションに使用する資料は、原則として企画提案書の内容に基づくものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 企画提案書等の作成又は提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書に記載された金額が契約上限額を超えている場合
- ④ 審査の公平性を損なう行為があった場合

- ⑤ 審査に関わる選考員に対し、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他、選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為を行った場合

(5) 選考結果の通知

選考結果は、全ての参加事業者文書に通知するとともに、八戸市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者の名称及び順位点
- ② 受託候補者以外の参加事業者の名称及び順位点

※受託候補者以外の参加事業者の名称は、A、B、C等の記号で表記し、順位点は得点の高い順に表記する。

※参加事業者が2者の場合は、受託候補者以外の参加事業者の順位点を公表しない。

## 10 契約手続

- (1) 受託候補者として決定された者と八戸市（以下「市」という。）との間で、委託内容その他の契約条件について協議・調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者として決定された者が、やむを得ない事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出するものとする。また、契約締結までの間に、受託候補者として決定された者が参加資格を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合その他契約を締結することができない事由が生じた場合は、市は、受託候補者としての決定を取り消すことがある。
- (3) (2)により受託候補者が辞退した場合又は受託候補者としての決定が取り消された場合は、選考における次順位の者を受託候補者として決定することがある。
- (4) 本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、委託業務が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置その他必要な条件が満たされることを前提として、1年間を単位として契約を更新することがある。なお、契約の更新回数は2回を限度とする。
- (5) 令和9年3月1日から引継期間とし、令和9年4月1日からの業務開始に必要な業務引継ぎその他の準備を行うものとする。なお、業務の円滑な移行を図るため、契約締結後の引継ぎの開始時期については、委託者と受託者が協議の上、令和9年3月1日より前に開始することができるものとする。この場合においても、引継期間中は委託料が発生しないものとする。

## 11 その他

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を速やかに提出するものとする。
- (3) 参加表明書の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

- (4) 提出期限後は、提出書類の差替え、訂正又は再提出をすることができないものとする。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、全て返却しないものとする。
- (7) 提出された書類は、本プロポーザルの実施目的以外に使用しないものとする。ただし、八戸市公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づく開示請求があった場合、開示することがある。
- (8) 郵送、電子メールによる提出等において生じた事故、遅延その他の不具合について、市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。なお、提出期限等における時刻は、日本の標準時によるものとする。
- (10) 審査期間中の審査内容に関する問合せには、一切応じないものとする。

## 12 問合せ先

八戸市立図書館 管理グループ

〒031-0022 青森県八戸市大字糠塚字下道 2 番地 1

電話番号：0178-22-0266

Eメール：tosho@city.hachinohe.aomori.jp